

要求水準書

- 1 事業名 新座市市民課等窓口キャッシュレス決済事業
- 2 履行場所 新座市野火止一丁目1番1号（新座市役所内）
- 3 導入スケジュール
契約 令和8年7月下旬
設置 令和8年11月下旬
操作研修 令和8年11月24日（火）以降
運用開始 職員への操作研修終了後

4 業務内容

本水準書の内容を満たすクラウド型POSレジ及びキャッシュレス決済端末の設置、初期設定、職員向け操作研修、保守対応を含む一式の業務

(1) 前提条件（設置場所、設置台数）

市民課：POSレジ2、釣銭機（キャッシュドロア）2、決済端末2

課税課：POSレジ2、釣銭機（キャッシュドロア）2、決済端末2

納税課：POSレジ1、釣銭機（キャッシュドロア）1、決済端末1

※POSレジの操作ディスプレイは、決済端末と一体型でも可とする。

(2) POSレジ環境整備業務

ア キャッシュレス決済端末機の設定

各施設に応じたレジの設定やネットワーク設定等の必要な設定を行うこと。

イ 周辺機器類の接続、設定

アのキャッシュレス決済端末機にレシートプリンタを接続し、必要な設定を行うこと。キャッシュドロア及びレシートプリンタの台数は、決済端末機1台につき、1台ずつとする。

キャッシュレス端末機を使用するために必要な光回線に接続するルーターを設置し、必要な設定を行うこと。なお、必要な光回線の整備は、発注者が別途調達する。

インターネット通信は、通信の安定を確保するため、庁舎内のインターネット回線（有線LAN）を利用すること。

ウ 売上等の管理機能の（クラウド環境）提供

インターネット上のクラウド環境で提供する売上等を管理し、データをダウンロードする機能等のサービスを提供すること。

5 POSシステムの機能要件

以下の仕様をプロポーザルの時点で全てを満たしていること。

- (1) 現金及びキャッシュレス決済の両方に対応できること。
- (2) POSレジはキャッシュレス端末と連動すること。また、POSレジの操作ディスプレイは、決済端末と一体型でも可とする。
- (3) 登録した情報はクラウド上で保持し、発注者が以下の情報を最低限ダウンロードできること。
 - ア 取扱日時
 - イ 施設名
 - ウ 取扱窓口
 - エ 品目ごとの決済種別（クレジットカード、電子マネー、QRコードのブランド別）
 - オ 対象サービス（証明書等の個別名称等）
 - カ 単価
 - キ 数量
 - ク 売上高
 - ケ 会計日時
- (4) 品目ごとの決済種別（クレジットカード、電子マネー、QRコードのブランド別）については、以下の項目についてCSVで出力可能なこと。また、今回導入するキャッシュレスブランド以外に、支払科目を任意で設定した名称で集計可能であり、一括でCSV出力できるものとする。
 - ア 課名
 - イ 日付
 - ウ 商品名（住民票の写し、諸証明等）
 - エ 価格
 - オ 支払種別（現金、クレジットカード、電子マネー等）
 - カ 支払科目（現金、VISA、交通系電子マネー、PayPay等）
 - キ 販売数量合計
 - ク 販売金額合計
- (5) 集計機能
 - ア 日次、月次等の取扱項目、支払方法別の自動集計機能を有すること。

- イ 開庁時間中に仮精算（中間点検）、本精算（締め作業）ができること。
- (6) 決済誤り時の取消及び訂正等を行う機能を有しており、その内容が集計に反映されること。
- (7) 今後、POSレジと連動するモバイル型決済端末や券売機を導入した際に、同一管理画面で各種データの集計を行う事ができること。
- (8) 現金により会計したレシートには「領収書」、キャッシュレスにて会計したレシートには「利用明細書」という文言が記載可能で、出し分けが可能であること。

6 キャッシュレス決済端末の機能要件

以下の仕様をプロポーザルの時点で全てを満たしていること。

(1) キャッシュレス決済の種類

キャッシュレス決済はクレジットカードや電子マネー、コード決済等幅広く対応できるものとし、最低限、以下のキャッシュレス決済手段に対応していること。

ア クレジットカード

V I S A、M a s t e r C a r d、J C B

イ 電子マネー

交通系 I C（S u i c a、P A S M O）、n a n a c o、W A O N

ウ コード決済

P a y P a y、d 払い、楽天ペイ、a u P A Y

- (2) キャッシュレス端末の職員操作端末の画面の大きさは7.0インチ以上のタッチスクリーンであること。お客様の操作端末の画面の大きさは4.0インチ以上のタッチ決済リーダー、接触ICリーダー、デュアルヘッド磁気リーダーが1つの端末(一体)に搭載されていること。また、PIN入力、電子サインに対応しており、QRコード読み取り用のカメラが搭載されていること。
- (3) 窓口職員と窓口利用者間で接触なく決済ができること(現金を除く。)
- (4) 端末スペックとして、メモリーがROM：16GB/RAM：4GB以上を有し、OSはa n d r o i dを搭載しているものとする。

7 周辺機器類の機能要件

(1) レシートプリンタ

会計完了後、別途用意するレシートプリンタから手数料等の種類、合計金額及び決済手段の分かる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。

なお、レシートには、設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更できること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できること。

(2) キャッシュドロア

POSレジと連動し、3札6硬貨が格納できること。

(3) ルーター

発注者が別に調達する光回線終端装置に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

8 指定納付受託業務

(1) 発注者は、納付業務受託者を地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者に定め、キャッシュレス決済導入窓口で取り扱う証明書等の交付手数料等について、キャッシュレス決済に係る収納代理業務（以下「本代理業務」という。）を行わせる。

(2) 納付業務受託者は、本代理業務により収納した立替金を、キャッシュレス決済利用者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランド支払方法の種類を問わず、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、発注者の指定する口座に一括して振り込むこと。

(3) 納付業務受託者は、立替金を振り込む際、立替金からキャッシュレス決済手数料を差し引かない。決済手数料については、別途請求書により本市に請求すること。

(4) 納付業務受託者は、立替金を振り込む際の振込手数料を負担する。

(5) キャッシュレス決済が可能であることの掲出物（ロゴマーク等）を納品すること。

(6) 受注者は、キャッシュレス決済の導入に当たって、各決済事業者との契約手続について、機器導入前までに取りまとめること。

9 運用サポート

(1) 職員への操作説明

受託者はサービス利用開始までの期間において、POSレジ、キャッシュレス決済端末及び周辺機器の操作研修を実施すること。

(2) マニュアルの作成

POSレジ、キャッシュレス決済端末及び周辺機器の操作について、発注者に分かりやすいマニュアルを提供すること。

10 保守

次のとおりとする。

(1) 問合せ体制

POSレジ、決済端末、周辺機器等の操作方法及び障害発生時の問合せ窓口を設け、契約期間中は受付可能な体制とする。

(2) 機器故障時の対応

窓口の運用時間内において故障・不具合があった場合は、技術者の派遣等により対応すること。

(3) OS、ソフトウェア等のバージョンアップ対応

業務中のPOSレジ及びキャッシュレス決済端末の運用に支障を生じさせない仕組みとする。また、税率等の法令改正、最新機能の追加等のソフトウェアのバージョンアップについて、無償で対応する仕組みとする。

(4) マニュアル等の関連資料に追加、改定等が生じた場合は、最新版をWeb又は書面にて発注者に提供する。

11 情報セキュリティ

(1) 提案事業者はISO27001 (ISMS) を取得していることとする (共同事業者の場合は、うち1社が取得していれば構わない。)

(2) キャッシュレス決済端末について

ア 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

イ カード決済承認番号の即時取得が可能であること。

ウ PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型であること。

エ 決済端末等のセキュリティは、PCI-PTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。

オ カード情報、決済情報は暗号化したうえでカード会社等へ送信する機能を有していること。

1 2 守秘義務の遵守

- (1) 本事業で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、遅漏防止のために適切な措置を講じること。
- (3) 市が提供する一切のデータ、資料などを本POSアプリ提供以外の目的で使用し、複写し、複製し、または第三者に提供しないこと。

1 3 その他

(1) 作業にかかる経費

機器設定等作業のための経費は全て本契約に含むこと。

- (2) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 緊急時の体制について

本POSレジの提供者は、自己、災害などの緊急事態が発生した場合を想定し、POSレジの利用に支障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。また、本POSレジの提供において、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった場合又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに本市の担当者に報告し、協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じたい費用は全てPOSレジ提供者が負担することとし、事実を明らかにした報告書を遅滞なく本市に提出すること。

(4) プロポーザルについて

POSレジ設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は共同での企画提案として参加申込書に明記すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明の点については、発注者と受注者が協議の上決定することとし、その内容を文書化して記録を残すこと。